

平成27年1月30日
航空局

スカイマーク株式会社に対する嚴重注意について

1月20日、スカイマーク株式会社が運航するB737-800型機の操縦系統の一部不具合修理を持ち越したまま運用を継続するために必要な整備作業の実施状況について、航空局が確認したところ、本来毎日の運航開始前に実施すべき整備作業（操縦系統の作動点検）の記録のうち、1月19日の記録がないことが判明しました。会社に確認を指示したところ、当該機を担当した整備従事者は、1月19日の運航開始までに当該整備作業を実施しなければならないという認識はあったものの、他の整備作業が輻輳し、出発までに当該整備を実施できそうになかったこと及び操縦系統に特段の不具合が見受けられなかったことから、整備を実施しないまま機体を出発させたとの報告がありました。

このことは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から重大な問題であり、航空局では同社に対して嚴重注意を行うとともに、整備作業に係る適切な指示と整備実施に係る組織的な確認について速やかに徹底を図るとともに、使用する全ての航空機について整備作業が確実に実施され、適切に記録等が管理されていることを再確認のうえ、平成27年2月13日までに必要な再発防止策とともに報告するよう指示しましたので、お知らせいたします。

添付資料：スカイマーク株式会社に対する嚴重注意文書

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部航空事業安全室

航空事業安全監査室長 北澤（内線50142）

課長補佐 小林（内線50145）

代 表 03-5253-8111

直 通 03-5253-8731

国官参事第 2081 号

平成 27 年 1 月 30 日

スカイマーク株式会社

安全統括管理者 松尾 愛一郎 殿

国土交通省

大臣官房参事官(航空事業安全)

航空局安全部航空事業安全室長 遠藤 武

整備の確実な実施について（厳重注意）

平成 27 年 1 月 20 日、貴社のボーイング式 737-800 型機の操縦系統の一部不具合を持ち越したまま運用を継続するために必要な整備作業の実施状況について確認したところ、本来毎日の運航開始前に実施すべき整備作業（操縦系統の作動点検）の記録のうち、1 月 19 日の記録がないことが判明した。貴社からの報告によれば、当該機を担当した整備従事者は、1 月 19 日の運航開始までに当該整備作業を実施しなければならないという認識はあったものの、他の整備作業が輻輳し、出発までに当該整備を実施できそうになかったこと及び操縦系統に特段の不具合が見受けられなかったことから、整備を実施しないまま機体を出発させたとのことである。

このことは、安全運航の前提である整備の確実な実施の観点から極めて遺憾であり、厳重に注意する。

については、整備作業に係る適切な指示と整備実施に係る組織的な確認について速やかに徹底を図るとともに、貴社が使用する全ての航空機について整備作業が確実に実施され、適切に記録等が管理されていることを再確認のうえ、本年 2 月 13 日までにその他必要な再発防止策とともに文書にて報告されたい。